



平成 23 年 10 月 3 日

各位

会 社 名 株式会社ディー・ディー・エス
代 表 者 代表取締役社長 三吉野 健滋
(東証マザーズ・コード番号 3782)
問 合 せ 先 I R 室 長 鈴木 達也
電 話 番 号 0 5 2 - 5 3 3 - 1 2 0 2
(URL <http://www.dds.co.jp>)

金融庁による当社に対する課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 22 年 11 月 19 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」でお知らせしました当社に対する平成 22 年 11 月 19 日付審判手続開始決定通知に関し、当局と当社の上に認識の相違があったことから、審判手続において議論を重ねてまいりました。

その結果、本日、金融庁より、納付すべき課徴金の額は、前期平成22年11月19日付通知書のとおり、3,330万円、納付期限については、平成23年12月5日とする旨の決定を受けましたのでお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

なお、上記課徴金については、すでに平成22年12月期決算において、全額(3,330万円)を特別損失として引当計上済であり業績予測に与える影響はありません。

以 上